

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則
- 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則、福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則及び福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三十号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

- 第十二条第二項を次のように改める。
- 2 条例第二十三条第二項の規則で定める額は、次に掲げる額による。
 - 一 職員が借り受ける住宅に係る家賃の月額（その額が五万円を超える場合は、五万円）に二を乗じて得た額（その額が当該住宅を借り受けるに当たつて、貸し主に支払う謝金、仲介業者に支払う手数料その他これらに類する金員の額（家賃又は敷金に相当するものとして支払う額を除く。以下同じ。）を超える場合は、当該額）。

二 赴任後直ちに自ら居住するために借り受ける住宅に入居できないやむを得ない事情がある場合において、当該やむを得ない事情がある期間に宿泊を要したときの実費のうち条例第二十三条第一項で定める額を超える部分の額に相当する額（その額が条例別表第一の日当定額の日分及び宿泊料定額の一夜分に相当する額を超える場合は、当該額）。

別表第一 福島市の部17の項中「ハンテクテラサキ福島技術支援センター」を「ハンテクテラサキ福島技術支援センター」に改め、同部22の項中「東郷野小学校」を「田東郷野小学校」に改め、同表郡山市の部5の項中「郡山光風学園」を「田郡山光風学園」に改め、同表いわき市の部1の項中「及び平成」を「、平成及び平並木の杜」に改め、同部18の項中「及び泉もえぎ台三丁目」を「、泉もえぎ台三丁目、泉滝尻一丁目、泉滝尻二丁目及び泉滝尻三丁目」に改め、同部36の項中「遠野高等学校」を「田遠野高等学校」に改め、同表白河市の部11の項中「大屋小学校」を「田大屋小学校」に改め、同部12の項中「信夫第一小学校」を「田信夫第一小学校」に改め、同部13の項中「信夫第二小学校」を「田信夫第二小学校」に改め、同表須賀川市の部11の項中「長沼高等学校」を「田長沼高等学校」に改め、同表川俣町の部4の項中「福田小学校」を「田福田小学校」に改め、同表会津坂下町の部1の項中「坂下高等学校」を「田坂下高等学校」に改め、同表石川町の部2の項中「栄田小学校」を「田栄田小学校」に改め、同表檜葉町の部1の項中「藤澤南小学校」を「田藤澤南小学校」に改め、同部2の項中「藤澤南小学校」を「田藤澤南小学校」に改め、同表富岡町の部2の項中「豊岡第一中学校」を「田豊岡第一中学校」に改め、同表大熊町の部1の項中「龍町小学校」を「田龍町小学校」に改め、同表新地町の部1の項中「築地高等学校」を「田築地高等学校」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第一いわき市の部1の項及び18の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県旅費取扱規則第十二条第二項第二号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発効する旅行から適用し、施行日前に発効した旅行については、なお従前の例による。

（人 事 課）

福島県規則第三十一号

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十三年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

- 第六条第一項第一号中「三・二センチメートル」を「三センチメートル」に改める。
- 第九条中「七センチメートル」を「四・五センチメートル」に、「五センチメートル」を「三・五センチメートル」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定に基づき提出されている申請書及び交付されている証明書は、それぞれ改正後の福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の相当の規定に基づいて提出された申請書及び交付された証明書とみなす。

(業 務 課)

福島県規則第三十二号

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則（昭和四十三年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「〇・三五パーセント」を「〇・四〇パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

(経営金融課)

訓 令

福島県訓令第十二号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年三月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年福島県訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表	別表

本庁課長 本庁室長 医療調整担当課長 空港利活用担当課長 部主幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 主幹 地方振興局部長 地方振興局出納室長 東京事務所課長 大阪事務所長 北海道事務所長 北海道事務所長 名古屋事務所長 消防防災航空センター 所長 ふたば復興事務所長 環境創造センター部長 環境創造センター環境 放射線センター所長 県南、南会津、相双保 健康福祉事務所長 健康福祉事務所副所長 保健福祉事務所副所長 （医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。） 保健福祉事務所部長（南 会津保健福祉事務所部 長を除く。） 児童相談所長 食肉衛生検査所長 動物愛護センター所長	給料の特別調整額を受 ける職員の職 給料の 特別調 整額の 区分
(略)	(略)
三種	三種

本庁課長 本庁室長 医療調整担当課長 空港利活用担当課長 部主幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 主幹 地方振興局部長 地方振興局出納室長 東京事務所課長 大阪事務所長 北海道事務所長 北海道事務所長 名古屋事務所長 消防防災航空センター 所長 ふたば復興事務所長 環境創造センター部長 環境創造センター環境 放射線センター所長 県南、南会津、相双保 健康福祉事務所長 健康福祉事務所副所長 保健福祉事務所副所長 （医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。） 保健福祉事務所部長（南 会津保健福祉事務所部 長を除く。） 児童相談所長 食肉衛生検査所長 動物愛護センター所長	給料の特別調整額を受 ける職員の職 給料の 特別調 整額の 区分
(略)	(略)
三種	三種

動物愛護センター支所
障がい者総合福祉センター所長
若松乳児院長
福島学園長
大笹生学園長
総合療育センター所長
女性のための相談支援センター所長
精神保健福祉センター所長
総合衛生学院長
衛生研究所長
衛生研究所支所長
主任専門看護技師
主任専門獣医技師
主任専門薬剤技師
主任専門医療技師
主任専門放射線技師
計量検定所長
テクノアカデミー会津校長
テクノアカデミー浜校長
ハイテクプラザ副所長
県南、南会津、いわき
農林事務所長
農林事務所次長
農林事務所部長
農林事務所農業普及所
水産事務所長
家畜保健衛生所長
農業総合センター事務
長
農業総合センター有機
農業推進室長
農業総合センター部長

動物愛護センター支所
障がい者総合福祉センター所長
若松乳児院長
福島学園長
郡山光風学園長
大笹生学園長
総合療育センター所長
女性のための相談支援センター所長
精神保健福祉センター所長
総合衛生学院長
衛生研究所長
衛生研究所支所長
主任専門看護技師
主任専門獣医技師
主任専門薬剤技師
主任専門医療技師
主任専門放射線技師
計量検定所長
テクノアカデミー会津校長
テクノアカデミー浜校長
ハイテクプラザ副所長
県南、南会津、いわき
農林事務所長
農林事務所次長
農林事務所部長
農林事務所農業普及所
水産事務所長
家畜保健衛生所長
農業総合センター事務
長
農業総合センター有機
農業推進室長

農業総合センター果樹
畜産研究所長
農業総合センター農業
短期大学校副校長
林業研究センター所長
林業研究センター副所
長
水産海洋研究センター
所長
水産海洋研究センター
副所長
水産資源研究所長
内水面水産試験場長
主任専門研究員
県南、喜多方、南会津、
相双建設事務所長
県北、県中、会津若松、
いわき建設事務所次長
富岡土木事務所長
港湾建設事務所長
福島空港事務所長
流域下水道建設事務所
長
労働委員会事務局課長
労働委員会事務局主幹

五種

農業総合センター部長
農業総合センター果樹
畜産研究所長
農業総合センター農業
短期大学校副校長
林業研究センター所長
林業研究センター副所
長
水産海洋研究センター
所長
水産海洋研究センター
副所長
水産資源研究所長
内水面水産試験場長
主任専門研究員
県南、喜多方、南会津、
相双建設事務所長
県北、県中、会津若松、
いわき建設事務所次長
富岡土木事務所長
港湾建設事務所長
福島空港事務所長
流域下水道建設事務所
長
労働委員会事務局課長
労働委員会事務局主幹

五種

副課長
地方振興局副部長
地方振興局出納室副室
長
大阪事務所次長
北海道事務所次長
消防学校副校長
ふたば復興事務所次長
環境創造センター副部
長
環境創造センター環境
放射線センター次長

副課長
地方振興局副部長
地方振興局出納室副室
長
大阪事務所次長
北海道事務所次長
消防学校副校長
ふたば復興事務所次長
環境創造センター副部
長
環境創造センター環境
放射線センター次長

環境創造センター福島
支所長
保健福祉事務所副所長
（医療職給料表(一)の適用を受ける者に限る。）
南会津保健福祉事務所
部長
保健福祉事務所副部長
保健福祉事務所出張所
長
児童相談所次長
食肉衛生検査所次長
動物愛護センター次長
動物愛護センター支所
次長
障がい者総合福祉セン
ター次長
若松乳児院次長
福島学園副学園長
大笹生学園次長
総合療育センター副所
長
総合療育センター事務
長
総合療育センター診療
相談部長
総合療育センター看護
部長
女性のための相談支援
センター次長
精神保健福祉センター
次長
総合衛生学院事務長
総合衛生学院教務部長
衛生研究所副所長
計量検定所次長
テクノアカデミー副校
長
ハイテクプラザ部長

環境創造センター福島
支所長
保健福祉事務所副所長
（医療職給料表(一)の適用を受ける者に限る。）
南会津保健福祉事務所
部長
保健福祉事務所副部長
保健福祉事務所出張所
長
児童相談所次長
食肉衛生検査所次長
動物愛護センター次長
動物愛護センター支所
次長
障がい者総合福祉セン
ター次長
若松乳児院次長
福島学園副学園長
郡山光風学園次長
大笹生学園次長
総合療育センター副所
長
総合療育センター事務
長
総合療育センター診療
相談部長
総合療育センター看護
部長
女性のための相談支援
センター次長
精神保健福祉センター
次長
総合衛生学院事務長
総合衛生学院教務部長
衛生研究所副所長
計量検定所次長
テクノアカデミー副校
長

ハイテクプラザ技術支
援センター所長
ハイテクプラザ会津若
松技術支援センター副
所長
農林事務所副部長
大柿ダム管理事務所長
農林事務所農業普及所
次長
相双農林事務所富岡林
業指導所長
水産事務所次長
家畜保健衛生所次長
農業総合センター副部
長
農業総合センター会津
地域、浜地域研究所長
農業総合センター研究
所副所長
農業総合センター研究
所分場長
農業総合センター浜地
域農業再生研究所セン
ター
所長
林業研究センター事務
長
水産海洋研究所センタ
ー
事務長
水産資源研究所副所長
水産資源研究所事務長
内水面水産試験場事務
長
県南、喜多方、南会津、
相双建設事務所次長
建設事務所部長
土木事務所長（富岡土
木事務所長を除く。）
富岡土木事務所次長
鮫川水系ダム管理事務
長

ハイテクプラザ部長
ハイテクプラザ技術支
援センター所長
ハイテクプラザ会津若
松技術支援センター副
所長
農林事務所副部長
大柿ダム管理事務所長
農林事務所農業普及所
次長
相双農林事務所富岡林
業指導所長
水産事務所次長
家畜保健衛生所次長
農業総合センター副部
長
農業総合センター会津
地域、浜地域研究所長
農業総合センター研究
所副所長
農業総合センター研究
所分場長
農業総合センター浜地
域農業再生研究所セン
ター
所長
林業研究センター事務
長
水産海洋研究所センタ
ー
事務長
水産資源研究所副所長
水産資源研究所事務長
内水面水産試験場事務
長
県南、喜多方、南会津、
相双建設事務所次長
建設事務所部長
土木事務所長（富岡土
木事務所長を除く。）
富岡土木事務所次長

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(人事課)

<p>附 則</p> <p>所長 大峠・日中総合管理事務所長 あぶくま高原道路管理事務所長 港湾建設事務所次長 福島空港事務所次長 流域下水道建設事務所次長 労働委員会事務局副課長</p>	<p>鮫川水系ダム管理事務所長 大峠・日中総合管理事務所長 あぶくま高原道路管理事務所長 港湾建設事務所次長 福島空港事務所次長 流域下水道建設事務所次長 労働委員会事務局副課長</p>
---	---